転入者

調整給付金(不足額給付分)(※)申請書

不足額給付Ⅱ

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年 所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が 生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注:調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった (=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令 和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給町	
湯河原町長	宛て

※本様式は、調整給付金(不足額給付分)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。 本様式を提出いただいた場合、湯河原町において支給要件に該当するか審査します。

【本様式での申請が必要な方】

- ●令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ
 - 令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、
 - ・青色事業専従者 または 事業専従者の方
 - ・合計所得金額が48万円超である方

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

- □ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。
- 下記の支給要件に該当する場合、原則として**4万円**®が支給されます。湯河原町における確認の結果、支給要件に該 1) 当しなかった場合には調整給付金(不足額給付分)は支給されません。
 - ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

以下のいずれかの条件を満たすこと

- 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、 定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならなかった
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の 規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならなかった

以下のいずれにも該当しません。

- ② ・令和6年度に実施された定額減税の対象であった ・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
 - ・令和6年度に実施された調整給付(当初給付分)を本人分または扶養親族等分として受給した
- ③ 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日		現	住	所		
	男 • 女	明治·大正·昭和·平成 年 月 日	電話		()		
令和6年1月1日時点でお住まいだった住所								
住所:								

【代理申請を行う場合】

代	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日		代理人	現住所	
理人			男 • 女	明治·大正·昭和·平成 年 月 日	電話	()	
	記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付分)申請書の提出	を委任します。		本人氏名	署名			

令和

月 日

申請者氏名

金融機関名	+ + 4	八 _杯 口座番·	号 口座名義(カナ)		
金融、大阪、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、	支店名	分類 (<u>右詰め</u> でお書き	〈ださい。) ※「1. 申請者」名義			
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協	本·支店	4 # 12	※通帳の表記に合	わせてください。		
3.信組 7.信漁連 4.信連	本·支所 出張所	1普通				
金融機関コード	支店コード	2当座				
2000	2.4					
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	通帳番号 (<u>右詰め</u> でご記入	一二日我以			
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入下さい。	1					
提出書類						
□ 『調整給付金(不足額給付 ※ 必要事項をご記入ください。 □ 誓約・同意事項(表面 □ 申請者(または代理人 □ 振込口座(裏面上部) ■ 署名(裏面下部)	中段)					
□ 『事業主の令和6年分所 ※ 青色事業専従者または事			转車従者に関する届出書 <i>の</i>)写し(コピー)等』		
□ 『本人(代理人)確認書類 ※ 申請者の <u>運転免許証、健</u> し(コピー)を貼付用紙に深	東保険証、マイナンバ	、一カード(表面)、	、年金手帳、介護保険証、パス	<u> ポート等の写</u>		
■ 『受取口座を確認できる書 ※ <u>通帳やキャッシュカードの</u> 分の写し(コピー)を貼付用	写し(コピー) など、受	- 取口座の金融機	関名・口座番号・口座名義人を	子確認できる部		
※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。						
本申請の内容に相違ありません。						

貼付用紙

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、 パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ) ※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)